

健 危 第 1386 号  
令和 2 年 7 月 2 日

県内関係医療機関（病院）管理者 様

神奈川県健康医療局保健医療部健康危機管理課長  
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用意向調査について（依頼）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 6 月 12 日に国において成立した令和 2 年度第二次補正予算では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）が拡充され、令和 2 年 4 月 1 日に遡って実施することとなりました。

つきましては、本事業に関する関係医療機関の活用意向を把握したいので、お忙しいところ大変恐縮ですが、調査票にの上、令和 2 年 7 月 9 日（木）（必着）までに、御提出くださいますようお願いいたします。

なお、今回御回答いただいた内容につきましては、国への交付申請に向けて、所要額算定の参考とするために活用させていただくものであり、補助金の交付を保証するものではないことを御承知おきください。また、補助金交付申請については、後日別途通知します。

### 1 提出物

添付ファイル「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用意向調査票」

### 2 提出方法

電子メールにて [fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp](mailto:fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp) までご提出ください。

※ 回答メールの件名は、「【貴医療機関名 回答】コロナ包括支援交付金の活用意向調査について」としてください。

### 3 留意事項

令和 2 年 6 月 22 日健危第 1345 号通知「令和 2 年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金の交付申請について」に基づき 7 月 10 日までに交付申請いただくものは、本調査には計上しないでください。

問合せ先

感染症対策グループ 横畑、大野、木下

電話 045-210-1111 (内線 5095)

E-mail [fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp](mailto:fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp)

**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金活用意向調査一覧**

番号	事業内容（国補助項目）	補助対象事業の概要	照会対象団体	問合せ先
(1)	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	・コロナ感染症に関する相談窓口の設置	政令市（保健所設置市含む）	経理班（045-285-0646）
(2)-①	新型コロナウイルス感染症対策事業	・軽症者等の療養体制の確保に係る経費	政令市（保健所設置市含む）	経理班（045-285-0646）
		・消毒に係る経費 ・医療従事者の宿泊施設借上げ費、搬送費	医療機関	医療機関調整班（045-285-0777）
(2)-②、 (15)	新型コロナウイルス感染症対策事業 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	・病床確保（空床、休床）に要する費用	医療機関	医療機関調整班（045-285-0777）
(3)、(16)	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	・医療機関の設備整備 ・重点医療機関の高度医療向け設備整備	医療機関（新型コロナウイルス入院患者受入機関等）	医療機関調整班（045-285-0777）
(4)	帰国者・接触者外来等設備整備事業	・帰国者・接触者外来の設備整備	医療機関（帰国者・接触者外来）	特命班・行政連携チーム（045-285-0776）
(5)	感染症検査機関等設備整備事業	・検査に必要な設備整備	医療機関（行政検査を行う機関）	特命班・行政連携チーム（045-285-0776）
(6)	感染症対策専門家派遣等事業	・専門家派遣体制の構築	政令市（保健所設置市含む）	経理班（045-285-0646）
(7)	新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	・医師等医療従事者の派遣	市町村	経理班（045-285-0646）
(9)	新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	・感染医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保	市町村	経理班（045-285-0646）
(12)	新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	・コロナにより診療状況が厳しくなった医療機関への医師の派遣	市町村	経理班（045-285-0646）
(13)	新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	・HEPAフィルター付き空気清浄機（歯科診療所を除く） ・消毒経費	市町村	経理班（045-285-0646）
(17)	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	・患者と接する医療従事者、職員への慰労金	医療機関（神奈川モデル認定医療機関）	医療課（045-210-4874）
(18)	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	・設備整備等事業 ・支援金支給事業	市町村 医療機関（救急・周産期・小児）	特命班・行政連携チーム（045-285-0776）
(20)	新型コロナウイルス入院患者等受入れ対応のための施設整備（県独自事業分）	・医療機関における新型コロナ対策のための設備整備、工事等	医療機関（神奈川モデル認定医療機関）	医療機関調整班（045-285-0777）

※ 照会対象機関の医療機関は病院のみとなります。

※ 国への交付申請に向けて所要額算定の参考とするために調査するものであり、照会対象団体と補助対象団体が一致するとは限りません。（補助対象団体は交付要綱等で後日明示します。）

※ (1)～(19)までは国の実施要綱に対応した番号を記載しています。(20)は、県独自メニューとなります。

※ 国の補助項目のうち、今回の調査対象とならない事業については、本資料から除いています。

**【医療機関等からの制度等の照会に対応する問合せ窓口】**

上記番号(17)、(19)に関する問合せ：厚生労働省 03-5253-1111（内線2655, 2656, 2658）

その他番号に関する問合せ：神奈川県各所管部署

(17) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業 ※詳細は実施要綱3 (17) を参照

【交付の目的（前提）】

- ①感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと
- ②継続して提供することが必要な業務であること
- ③医療機関での集団感染の発生状況から、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していること、  
以上に対し、慰労金を給付する

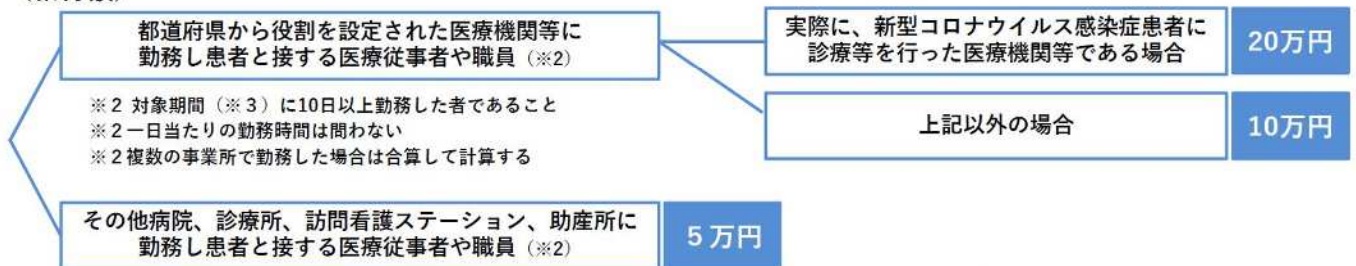
【対象者】イメージ

事業内容

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等（※1）に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する（その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する。）

※1 重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

（給付額）



\* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

(※3) 対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（★）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間

★ 新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

1人当たり200,000円給付対象者

- (1) 役割を設定された医療機関で、かつ実際にコロナ感染患者の診療等を行った医療機関に勤務し、患者（コロナ感染患者に限らない）と接する医療従事者等。  
※但し下記（7）参照
- (2) 役割を設定された帰国者接触者外来等で、かつ実際にコロナ感染患者（疑い例を含む）の診療等を行った医療機関等に勤務し、患者（コロナ感染患者に限らない）と接する医療機関従事者等。  
※但し下記（8）参照
- (3) 役割を設定された宿泊療養等を行う場合のコロナ感染患者（無症状病原体保有者及び軽症者を含む（＝軽症者等））に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者等（都道府県等の依頼等により当該業務に従事する者に限る）。
- (4) 都道府県等から役割を設定されていない医療機関、訪問看護ステーション、又は助産所で、かつ実際にコロナ感染患者に対して入院診療等を行った医療機関等に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦。いずれもコロナ感染患者に限らない）と接する医療従事者等。

### 1人当たり100,000円給付対象者

- (5) 役割を設定された医療機関で、かつ実際にコロナ感染患者の診療等を行っていない医療機関に勤務し、患者（コロナ感染患者に限らない）と接する医療従事者等。
- (6) 役割を設定された帰国者接触者外来等で、かつ実際にコロナ感染患者（疑い例を含む）の診療等を行っていない医療機関に勤務し、患者（コロナ感染患者に限らない）と接する医療機関従事者等。
- (7) 上記（1）に該当するが、当該医療機関において実際に初めてコロナ感染患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者等。
- (8) 上記（2）に該当するが、当該医療機関において実際に初めてコロナ感染患者（疑い例を含む）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者等。

### 1人50,000円給付対象者

- (9) 都道府県等から役割を設定されていない医療機関、訪問看護ステーション、又は助産所に勤務し、かつ実際にコロナ感染患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦。いずれもコロナ感染患者に限らない）と接する医療従事者等。

### 【本別紙上の用語】

- ・「コロナ」
  - ＝新型コロナウイルス感染症
- ・「勤務」
  - ＝当該医療機関等の施設で通算して10日以上（宿泊療養等の場合は当該業務に従事した日数が10日以上、助産所の場合は実際に妊産婦と接した日数が10日以上）となる勤務
  - ※日数は、本年1月15日以降6月30日までの期間中で計算する。但し、以下に記載の帰国者接触者外来等や宿泊療養等は、それぞれ当該役割設定された日以降6月30日までの期間中で計算する。
- ・「役割を設定された医療機関」
  - ＝コロナに対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関等。
- ・「役割を設定された帰国者接触者外来等」
  - ＝コロナに対する医療提供に関し、帰国者接触者外来を設置する医療機関及び地域外来検査センター等。
- ・「役割を設定された宿泊療養等」
  - ＝コロナに対する医療提供に関し、当道府県等から役割を設定された宿泊療養・自宅療養。
- ・「医療従事者等」
  - ＝医療従事者や職員（派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として当該医療機関において働く従事者についても、慰労金の趣旨に合致する場合には対象に含まれる）。

※医療機関（病院及び診療所）は保健医療機関に、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。